

議案第55号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月16日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0
キロワット以下のもの 年額2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附

則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の伊勢市市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割の車両区分の見直し及び固定資産税の減額措置の手続要件の緩和を行うとともに、その他所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第36条 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第36条 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の</p>

上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 略

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3～第53条の12 略

第2節 固定資産税

第54条～第63条 略

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 略

2 略

第63条の3～第79条 略

第3節 軽自動車税

上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 略

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3～第53条の12 略

第2節 固定資産税

第54条～第63条 略

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 略

2 略

第63条の3～第79条 略

第3節 軽自動車税

第80条～第81条の9 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。)

年額2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)

又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)

又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円

オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2)・(3) 略

第83条～第88条 略

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものに対して課する種別割は、これを減免する。

(1)・(2) 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動

第80条～第81条の9 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)

年額2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2)・(3) 略

第83条～第88条 略

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものに対して課する種別割は、これを減免する。

(1)・(2) 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動

車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) 略

3 略

第90条・第91条 略

第4節 市たばこ税

第92条～第130条 略

第5節 特別土地保有税

第131条～第139条の2 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人

車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) 略

3 略

第90条・第91条 略

第4節 市たばこ税

第92条～第130条 略

第5節 特別土地保有税

第131条～第139条の2 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

3・4 略

第140条～第140条の7 略

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条～第148条 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

第150条・第151条 略

附 則

第1条～第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2～17 略

18 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19・20 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の

を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

3・4 略

第140条～第140条の7 略

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条～第148条 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

第150条・第151条 略

附 則

第1条～第10条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2～17 略

18 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19・20 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の

規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～13 略

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省

規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～13 略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省

<p>令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第11条～第24条 略</p>	<p>令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第11条～第24条 略</p>
--	--

議案第56号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月16日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第14項中「第34項まで、第37項、第38項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（説 明）

これは、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6～13 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、<u>第36項、第37項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>15 略</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>6～13 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、<u>第37項、第38項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>15 略</p>

議案第57号

令和7年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、554,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、61,307,452千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月16日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		10,002,402	481,750	10,484,152
	1 国庫負担金	6,897,172	16,675	6,913,847
	2 国庫補助金	3,037,641	465,075	3,502,716
18 県支出金		4,335,417	10,147	4,345,564
	2 県補助金	1,297,936	10,147	1,308,083
22 繰越金		50,000	24,388	74,388
	1 繰越金	50,000	24,388	74,388
23 諸収入		1,050,658	2,567	1,053,225
	5 雑入	994,541	2,567	997,108
24 市債		5,644,200	35,600	5,679,800
	1 市債	5,644,200	35,600	5,679,800
歳入合計		60,753,000	554,452	61,307,452

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,523,012	75,259	6,598,271
	1 総務管理費	5,038,274	75,259	5,113,533
3 民生費		23,246,022	405,836	23,651,858
	1 社会福祉費	7,363,591	403,900	7,767,491
	4 生活保護費	2,070,828	1,936	2,072,764
4 衛生費		5,085,089	8,147	5,093,236
	1 保健衛生費	2,914,582	8,147	2,922,729
6 農林水産業費		1,060,820	17,710	1,078,530
	1 農業費	904,445	17,710	922,155
10 消防費		2,738,378	4,300	2,742,678
	1 消防費	2,738,378	4,300	2,742,678
11 教育費		6,546,772	16,000	6,562,772
	5 社会教育費	1,646,685	16,000	1,662,685
12 災害復旧費		36	27,200	27,236
	2 公共土木施設災害 復旧費	15	27,200	27,215
歳 出 合 計		60,753,000	554,452	61,307,452

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
住宅・建築物耐震改修等促進事業	自 令和7年度 至 令和8年度	28,000

第 3 表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	10,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
湛水防除施設整備事業債	98,000	115,700
災害対策施設整備事業債	110,500	114,800
社会教育施設整備事業債	231,200	234,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	10,002,402	481,750	10,484,152
18 県支出金	4,335,417	10,147	4,345,564
22 繰越金	50,000	24,388	74,388
23 諸収入	1,050,658	2,567	1,053,225
24 市債	5,644,200	35,600	5,679,800
歳入合計	60,753,000	554,452	61,307,452

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	6,523,012	75,259	6,598,271
3 民生費	23,246,022	405,836	23,651,858
4 衛生費	5,085,089	8,147	5,093,236
6 農林水産業費	1,060,820	17,710	1,078,530
10 消防費	2,738,378	4,300	2,742,678
11 教育費	6,546,772	16,000	6,562,772
12 災害復旧費	36	27,200	27,236
歳 出 合 計	60,753,000	554,452	61,307,452

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
60,207	2,000			13,052
404,868				968
	8,147			
		17,700		10
		4,300		
		3,100	2,567	10,333
16,675		10,500		25
481,750	10,147	35,600	2,567	24,388

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
17		国庫支出金	10,002,402	481,750	10,484,152
	1	国庫負担金	6,897,172	16,675	6,913,847
		3 災害復旧費国庫負担金	0	16,675	16,675
	2	国庫補助金	3,037,641	465,075	3,502,716
		1 総務費国庫補助金	405,167	464,107	869,274
		2 民生費国庫補助金	487,676	968	488,644
18		県支出金	4,335,417	10,147	4,345,564
	2	県補助金	1,297,936	10,147	1,308,083
		1 総務費県補助金	4,188	2,000	6,188
		3 衛生費県補助金	35,020	8,147	43,167
22		繰越金	50,000	24,388	74,388
	1	繰越金	50,000	24,388	74,388
		1 繰越金	50,000	24,388	74,388
23		諸収入	1,050,658	2,567	1,053,225
	5	雑入	994,541	2,567	997,108
		12 教育費収入	55,298	2,567	57,865
24		市債	5,644,200	35,600	5,679,800
	1	市債	5,644,200	35,600	5,679,800
		5 農林水産業債	203,700	17,700	221,400
		7 消防債	276,500	4,300	280,800
		8 教育債	1,677,100	3,100	1,680,200
		9 災害復旧債	0	10,500	10,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 公共土木施設災害復旧費負担金	16,675	1 公共土木施設災害復旧事業費国負担金
1 総務管理費補助金	464,107	1 地域公共交通確保維持改善事業費国補助金 60,207 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 403,900
3 生活保護費補助金	968	1 生活困窮者就労準備支援事業費等国補助金
1 総務管理費補助金	2,000	1 交通不便地域等移動手段確保総合対策補助金
1 保健衛生費補助金	8,147	1 太陽光発電設備等設置費補助金
1 前年度繰越金	24,388	1 前年度繰越金
2 社会教育費収入	2,567	1 学習等供用施設補修費地元負担金 2,009 2 公民館施設補修費地元負担金 558
1 農業債	17,700	1 湛水防除施設整備事業債
1 消防債	4,300	1 災害対策施設整備事業債
3 社会教育債	3,100	1 社会教育施設整備事業債
2 公共土木施設災害復旧債	10,500	1 河川災害復旧事業債

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	6,523,012	75,259	6,598,271	62,207	13,052
	1	総務管理費	5,038,274	75,259	5,113,533	62,207	13,052
		21	交通対策費	198,854	75,259	274,113	国庫支出金 60,207 県支出金 2,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
12 委託料	75,259	1 交通対策推進事業 (1) 地域公共交通促進事業	75,259 (75,259)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	23,246,022	405,836	23,651,858	404,868	968
	1	社会福祉費	7,363,591	403,900	7,767,491	403,900	
		1 社会福祉総務費	1,715,935	403,900	2,119,835	国庫支出金 403,900	
	4	生活保護費	2,070,828	1,936	2,072,764	968	968
		1 生活保護総務費	170,828	1,936	172,764	国庫支出金 968	968

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	報酬	2,062	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 403,900
3	職員手当等	1,118	(1) 定額減税補足給付金事業 (403,900)
4	共済費	342	
8	旅費	8	
10	需用費	1,132	
11	役務費	3,825	
12	委託料	3,513	
18	負担金、補助及び交付金	391,900	
12	委託料	1,936	1 生活保護運営事業 1,936 (1) 生活保護運営経費 (1,936)

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4	1	衛生費	5,085,089	8,147	5,093,236	8,147	
		保健衛生費	2,914,582	8,147	2,922,729	8,147	
		1 保健衛生総務費	583,610	8,147	591,757	県支出金 8,147	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	8,147	1 脱炭素社会推進事業 (1) 太陽光発電設備等設置費補助金	8,147 (8,147)

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6	1	農林水産業費	1,060,820	17,710	1,078,530	17,700	10
		農業費	904,445	17,710	922,155	17,700	10
		7 湛水防除事業費	242,367	17,710	260,077	市債 17,700	10

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	710	1 土地改良施設維持管理事業 17,710
14 工事請負費	17,000	(1) 排水機維持管理経費 (17,710)

(款) 10 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
10	1	消防費	2,738,378	4,300	2,742,678	4,300	
		消防費	2,738,378	4,300	2,742,678	4,300	
		5 災害対策費	281,188	4,300	285,488	市債 4,300	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
12 委託料	4,300	1 防災対策事業 (1) 防災行政無線管理運用経費	4,300 (4,300)

(款) 11 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
11	5	教育費	6,546,772	16,000	6,562,772	5,667	10,333
		社会教育費	1,646,685	16,000	1,662,685	5,667	10,333
		2 社会教育推進費	175,844	16,000	191,844	市債 3,100 その他 2,567	10,333

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	16,000	1 公民館・学習等供用施設管理運営事業 16,000 (1) 公民館管理運営経費 (11,000) (2) 学習等供用施設維持管理経費 (5,000)

(款) 12 災害復旧費
 (項) 2 公共土木施設災害復旧費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
12		災害復旧費	36	27,200	27,236	27,175	25
	2	公共土木施設災害復旧費	15	27,200	27,215	27,175	25
	2	河川災害復旧費	6	27,200	27,206	国庫支出金 16,675 市債 10,500	25

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	2,200	1 河川災害復旧事業	27,200
14 工事請負費	25,000	(1) 河川災害復旧事業	(27,200)

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,042) 1,054	1,879,073	4,052,155	2,956,394	8,887,622	1,628,001	10,515,623	
補 正 前	(1,042) 1,054	1,877,011	4,052,155	2,955,276	8,884,442	1,627,659	10,512,101	
比 較	(0) 0	2,062	0	1,118	3,180	342	3,522	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,982,777	370,590
	補 正 前	1,982,403	369,846
	比 較	374	744

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(49) 1,035		4,016,461	2,647,723	6,664,184	1,287,797	7,951,981	
補 正 前	(49) 1,035		4,016,461	2,646,979	6,663,440	1,287,797	7,951,237	
比 較	(0) 0		0	744	744	0	744	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	367,821
	補 正 前	367,077
	比 較	744

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(993) 19	1,879,073	35,694	308,671	2,223,438	340,204	2,563,642	
補 正 前	(993) 19	1,877,011	35,694	308,297	2,221,002	339,862	2,560,864	
比 較	(0) 0	2,062	0	374	2,436	342	2,778	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)
	補 正 後	302,885
	補 正 前	302,511
	比 較	374

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	744	その他の増減分	744	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
住宅・建築物耐震改修等促進事業	28,000			自 至	R 7 R 8	28,000				28,000

補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高 見 込 額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見 込 額	
1 普 通 債	補正前の額	35,789,258	36,275,757	5,644,200	3,332,272	38,587,685
	補 正 額	0	△ 1,257,799	913,100	0	△ 344,699
	計	35,789,258	35,017,958	6,557,300	3,332,272	38,242,986
(1) 総 務 債	補正前の額	1,250,943	1,178,513	868,500	118,720	1,928,293
	補 正 額	0	△ 6,000	0	0	△ 6,000
	計	1,250,943	1,172,513	868,500	118,720	1,922,293
(2) 民 生 債	補正前の額	1,708,551	1,667,934	94,200	135,716	1,626,418
	補 正 額	0	△ 26,000	16,600	0	△ 9,400
	計	1,708,551	1,641,934	110,800	135,716	1,617,018
(3) 衛 生 債	補正前の額	4,726,972	4,543,234	51,000	282,566	4,311,668
	補 正 額	0	△ 29,100	10,000	0	△ 19,100
	計	4,726,972	4,514,134	61,000	282,566	4,292,568
(5) 農 林 水 産 業 債	補正前の額	2,352,402	2,398,513	203,700	274,934	2,327,279
	補 正 額	0	△ 94,999	99,900	0	4,901
	計	2,352,402	2,303,514	303,600	274,934	2,332,180
(6) 土 木 債	補正前の額	10,520,358	12,361,165	2,387,700	1,040,771	13,708,094
	補 正 額	0	△ 1,020,801	779,200	0	△ 241,601
	計	10,520,358	11,340,364	3,166,900	1,040,771	13,466,493
(7) 消 防 債	補正前の額	1,712,034	1,361,601	276,500	447,752	1,190,349
	補 正 額	0	△ 7,000	4,300	0	△ 2,700
	計	1,712,034	1,354,601	280,800	447,752	1,187,649
(8) 教 育 債	補正前の額	13,517,998	12,764,797	1,677,100	1,031,813	13,410,084
	補 正 額	0	△ 73,899	3,100	0	△ 70,799
	計	13,517,998	12,690,898	1,680,200	1,031,813	13,339,285
2 災 害 復 旧 債	補正前の額	201,013	177,037	0	24,088	152,949
	補 正 額	0	△ 100	10,500	0	10,400
	計	201,013	176,937	10,500	24,088	163,349
4 臨 時 財 政 対 策 債	補正前の額	20,953,505	19,110,724	0	1,982,701	17,128,023
	補 正 額	0	△ 1	0	0	△ 1
	計	20,953,505	19,110,723	0	1,982,701	17,128,022
計	補正前の額	57,140,951	55,717,885	5,644,200	5,369,523	55,992,562
	補 正 額	0	△ 1,257,900	923,600	0	△ 334,300
	計	57,140,951	54,459,985	6,567,800	5,369,523	55,658,262

* 当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。

令和7年度 6月補正予算の概要

(単位：千円)

1 一般会計補正予算(第1号)

補正状況	
補正前の予算額	60,753,000
補正予算額	554,452
計	61,307,452

2 一般会計補正予算編成内容

(1) 災害復旧事業	27,200
(2) 国県補助金の決定等による事業費変更	489,242
(3) 行政運営上早急に措置すべき諸経費	38,010
合計	554,452

補正内容

(1) 災害復旧事業		27,200
1【基盤整備課】	河川災害復旧事業	27,200
	5月25日の大雨により被災した、五十鈴川護岸の復旧を行う。	
(2) 国県補助金の決定等による事業費変更		489,242
1【交通政策課】	地域公共交通促進事業	75,259
	五十鈴川駅～内宮前の区間において自動運転バスの実証実験を行う。	
	【財源】国4/5 県2,000千円	
2【福祉総務課】	定額減税補足給付金事業	403,900
	令和6年度定額減税を補足する給付として、当初調整給付額に不足が生じる方へ、不足額を給付する。	
	【財源】国10/10 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	
3【生活支援課】	生活保護運営経費	1,936
	制度改正に伴い電算システムの改修を行う。	
	【財源】国1/2	

4【環境課】	太陽光発電設備等設置費補助金	8,147
	県補助金の追加内示があったため、増額補正する。 【財源】県 10/10	
(3) 行政運営上早急に措置すべき諸経費		38,010
1【農林水産課】	排水機維持管理経費	17,710
	鹿海排水機場の排水ポンプの緊急修繕により、修繕工事費に不足が見込まれることから、増額補正する。	
2【危機管理課】	防災行政無線管理運営経費	4,300
	全国瞬時通報システム（Jアラート）の受信機を更新する。	
3【社会教育課】	公民館管理運営経費	11,000
	譲渡等にかかる修繕工事費に不足が見込まれることから、増額補正する。	
4【社会教育課】	学習等供用施設維持管理経費	5,000
	譲渡等にかかる修繕工事費に不足が見込まれることから、増額補正する。	
(4) 歳入	554,452	
国庫支出金	481,750	
県支出金	10,147	
繰越金	24,388	
諸収入	2,567	
市債	35,600	
(5) 債務負担行為の補正		
（追加）		
住宅・建築物耐震改修等促進事業	R7～R8	28,000

議案第 58 号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年伊勢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成21年伊勢市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定及び第2条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(第1条関係)

改正後	改正前
第1条～第3条 略 (公費の支払) 第4条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、 <u>586円88銭</u> に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 第5条・第6条 略	第1条～第3条 略 (公費の支払) 第4条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、 <u>541円31銭</u> に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 第5条・第6条 略

伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(第2条関係)

改正後	改正前
第1条～第3条 略 (ビラの作成の公費の支払) 第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>8円38銭</u> (以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数(選挙の一部無効による再選挙にあつては、公	第1条～第3条 略 (ビラの作成の公費の支払) 第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>7円73銭</u> (以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数(選挙の一部無効による再選挙にあつては、公

職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「政令」という。)第132条の7第1項の表に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

第5条・第6条 略

職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「政令」という。)第132条の7第1項の表に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

第5条・第6条 略

議案第 59 号

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を

次のように提出する。

令和 7 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改める。

第16条の3を第16条の4とする。

第16条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の3とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 伊勢市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予

想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「除く」を「除く。次条において同じ」に改める。

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤

務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第22条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第24条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

（伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第5条 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年伊勢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の次に次の1条を加える。

（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条の2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）とみなして、第7条の規定による改正後の伊勢市職員の育児休業等に関する条例第21条及び第22条第1項の規定を適用する。

第6条 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。

附則第14条の2中「第7条」を「伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第 号）第2条」に、「第21条及び第22条第1項」を「第21条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第5条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の伊勢市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（説 明）

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得パターンを多様化するとともに、国家公務員における制度に準拠し、仕事と育児の両立支援制度の利用に係る職員の意向確認の措置等を講ずるほか、その他所要の規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 略 (介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第16条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(次項及び次条第1項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第15条の2～第16条 略 (<u>妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等</u>)</p> <p>第16条の2 <u>任命権者は、伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号)第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>伊勢市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生</u></p>	<p>第1条～第14条 略 (介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第16条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(次項及び次条第1項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第15条の2～第16条 略</p>

の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない

い。 (1)～(3) 略 第17条・第18条 略	い。 (1)～(3) 略 第17条・第18条 略
--------------------------------	--------------------------------

伊勢市職員の育児休業等に関する条例（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第20条 略 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。<u>次条において同じ。</u></p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第22条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするため</p>	<p>第1条～第20条 略 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。))の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするため</p>

めの時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で

の時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

<p>定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第23条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第31条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</p> <p>第25条～第27条 略</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第31条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第24条 第14条の規定は、部分休業について準用する。</p> <p>第25条～第27条 略</p>
--	---

伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第16条の2 略 (給与の減額)</p> <p>第17条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日が指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合(労働組合の業務又は活動に従事するため許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>第1条～第16条の2 略 (給与の減額)</p> <p>第17条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日が指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合(労働組合の業務又は活動に従事するため許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

<p>2 職員が修学部分休業(当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は出生応援休暇(当該職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>第18条～第24条 略</p>	<p>2 職員が修学部分休業(当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は出生応援休暇(当該職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>第18条～第24条 略</p>
--	---

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第4条関係)

改正後	改正前
<p>第1条～第18条の2 略 (給与の減額)</p> <p>第19条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合(労働組合の業務又は活動に従事するため許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が修学部分休業(当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超</p>	<p>第1条～第18条の2 略 (給与の減額)</p> <p>第19条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合(労働組合の業務又は活動に従事するため許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が修学部分休業(当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超</p>

<p>えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は出生応援休暇(当該職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略 第20条～第27条 略</p>	<p>えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は出生応援休暇(当該職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略 第20条～第27条 略</p>
---	--

伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（第5条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 略 附 則 第1条～第14条 略 <u>(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u> 第14条の2 <u>暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員(新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)</u>とみなして、<u>第7条の規定による改正後の伊勢市職員の育児休業等に関する条例第21条及び第22条第1項の規定を適用する。</u></p>	<p>第1条～第14条 略 附 則 第1条～第14条 略</p>

第15条～第19条 略	第15条～第19条 略
-------------	-------------

伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（第6条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第14条の2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）とみなして、<u>伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第 号）第2条の規定による改正後の伊勢市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定を適用する。</u></p> <p>第15条～第19条 略</p>	<p>第1条～第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>（伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第14条の2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）とみなして、<u>第7条の規定による改正後の伊勢市職員の育児休業等に関する条例第21条及び第22条第1項の規定を適用する。</u></p> <p>第15条～第19条 略</p>

議案第 60 号

伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部改正について

伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改め、同表指定病院等の不在者投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表開票立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の額を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後			改正前		
第1条 略 (報酬)			第1条 略 (報酬)		
第2条 非常勤の職員に支給する報酬の額は、別表のとおりとする。			第2条 非常勤の職員に支給する報酬の額は、別表のとおりとする。		
2・3 略			2・3 略		
第3条～第7条 略			第3条～第7条 略		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
教育委員会の委員	月額	略	教育委員会の委員	月額	略
選挙管理委員会の委員長	月額	略	選挙管理委員会の委員長	月額	略
選挙管理委員会の委員	月額	略	選挙管理委員会の委員	月額	略
公平委員会の委員	日額	略	公平委員会の委員	日額	略
代表監査委員	月額	略	代表監査委員	月額	略
監査委員(識見を有する者のうちから選任された者)	月額	略	監査委員(識見を有する者のうちから選任された者)	月額	略
監査委員(議員のうちから選任された者)	月額	略	監査委員(議員のうちから選任された者)	月額	略
農業委員会の会長	年額	略	農業委員会の会長	年額	略
農業委員会の会長職務代理者	年額	略	農業委員会の会長職務代理者	年額	略
農業委員会の委員	年額	略	農業委員会の委員	年額	略
農地利用最適化推進委員	年額	略	農地利用最適化推進委員	年額	略
固定資産評価審査委員会の委員	日額	略	固定資産評価審査委員会の委員	日額	略
情報公開審査会の委員	日額	略	情報公開審査会の委員	日額	略
休日・夜間応急診療所運営委員会の委員及び臨時委員	日額	略	休日・夜間応急診療所運営委員会の委員及び臨時委員	日額	略
介護認定審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	日額	略	介護認定審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	日額	略
介護認定審査会の委員	日	略	介護認定審査会の委員	日	略

	額			額	
障害者介護給付費等の支給に関する審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	日額	略	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	日額	略
障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額	略	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額	略
災害弔慰金等支給審査委員会の委員	日額	略	災害弔慰金等支給審査委員会の委員	日額	略
いじめ問題調査委員会の委員	日額	略	いじめ問題調査委員会の委員	日額	略
行政不服審査会の委員	日額	略	行政不服審査会の委員	日額	略
教育支援委員会の委員、臨時委員及び専門委員	日額	略	教育支援委員会の委員、臨時委員及び専門委員	日額	略
特別支援教育推進会議の会長及び会長職務代理者	日額	略	特別支援教育推進会議の会長及び会長職務代理者	日額	略
特別支援教育推進会議の委員、臨時委員及び専門委員	日額	略	特別支援教育推進会議の委員、臨時委員及び専門委員	日額	略
学校運営協議会の委員	年額	略	学校運営協議会の委員	年額	略
学校評議員	年額	略	学校評議員	年額	略
いじめ問題対策委員会の委員及び臨時委員	日額	略	いじめ問題対策委員会の委員及び臨時委員	日額	略
社会教育委員	日額	略	社会教育委員	日額	略
名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員長及び副委員長	日額	略	名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員長及び副委員長	日額	略
名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員、臨時委員及び専門委員	日額	略	名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員、臨時委員及び専門委員	日額	略
名勝二見浦保存活用計画策定委員会の委員及び臨時委員	日額	略	名勝二見浦保存活用計画策定委員会の委員及び臨時委員	日額	略
旧賓日館保存整備委員会の委員	日額	略	旧賓日館保存整備委員会の委員	日額	略
旧賓日館保存活用計画策定委員会の委員	日額	略	旧賓日館保存活用計画策定委員会の委員	日額	略
伊勢うどん調査研究委員会の委員	日額	略	伊勢うどん調査研究委員会の委員	日額	略
美術展覧会審査委員会の委員	日額	略	美術展覧会審査委員会の委員	日額	略

市立伊勢総合病院院内事故調査委員会の委員	日額	略	市立伊勢総合病院院内事故調査委員会の委員	日額	略
その他附属機関の委員その他の構成員	日額	略	その他附属機関の委員その他の構成員	日額	略
産業医	月額	略	産業医	月額	略
休日・夜間応急診療所の管理者	月額	略	休日・夜間応急診療所の管理者	月額	略
スポーツ推進委員	日額	略	スポーツ推進委員	日額	略
いじめ問題対策連絡協議会の委員	日額	略	いじめ問題対策連絡協議会の委員	日額	略
選挙長	日額	<u>12,200円</u>	選挙長	日額	<u>10,800円</u>
投票所の投票管理者	日額	<u>14,500円</u> 。ただし、投票所が開いている時間(以下「投票時間」という。)内に交替する場合は、 <u>14,500円</u> を超えない範囲内で任命権者が定める額	投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u> 。ただし、投票所が開いている時間(以下「投票時間」という。)内に交替する場合は、 <u>12,800円</u> を超えない範囲内で任命権者が定める額
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u> 。ただし、投票時間内に交替する場合は、 <u>12,800円</u> を超えない範囲内で任命権者が定める額	期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,300円</u> 。ただし、投票時間内に交替する場合は、 <u>11,300円</u> を超えない範囲内で任命権者が定める額
開票管理者	日額	<u>12,200円</u>	開票管理者	日額	<u>10,800円</u>
選挙立会人	日額	<u>10,100円</u>	選挙立会人	日額	<u>8,900円</u>
投票所の投票立会人	日額	<u>12,400円</u> 。ただし、投票時間内に交替する場合は、 <u>12,400円</u> を超えない範囲内で任命権者が定める額	投票所の投票立会人	日額	<u>10,900円</u> 。ただし、投票時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> を超えない範囲内で任命権者が定める額

期日前投票所の投票立会人	日額	10,900円。ただし、投票時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> を超えない範囲内で任命権者が定める額	期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円。ただし、投票時間内に交替する場合は、 <u>9,600円</u> を超えない範囲内で任命権者が定める額
指定病院等の不在者投票立会人	日額	<u>12,400円</u>	指定病院等の不在者投票立会人	日額	<u>10,900円</u>
開票立会人	日額	<u>10,100円</u>	開票立会人	日額	<u>8,900円</u>
選挙管理委員補充員	日額	略	選挙管理委員補充員	日額	略

議案第 61 号

伊勢市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

伊勢市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように
提出する。

令和 7 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）

の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「在勤庁」の次に「(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同条第2号中「職員」の次に「(市の要請に基づいて国、他の地方公共団体その他これらに準ずる法人を退職し、引き続いて採用された職員その他の規則で定める職員に限る。)」を加え、「旅行する」を「旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行する」に改め、同条第3号中「死亡した」を「退職し、又は死亡した」に、「その遺族」を「その職員又はその遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第4号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが事実上」を「婚姻の届出をしていないが、事実上」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）

第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第1項中「出張した」を「出張し、又は赴任した」に改め、同条第2項を削り、同条第3項第1号及び第2号中「出張中」を「出張又は赴任のための旅行中」に改め、同項第3号中「前項の規定による」を「赴任に係る」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「出張した」を「旅行した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第1項から第3項まで」を「第1項、第2項」に改め、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」及び「その出発前に」を削り、「出張命令等を取り消され」を「旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け」に、「死亡した場合において」を「死亡した場合その他規則で定める場合には」に、「金額があるときは、当該金額」を「金額」に、「損失となった金額」を「損失となる金額又は支出を要する金額」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第1項から第3項まで及び第5項」を「第1項、第2項及び第4項」に改め、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」及び「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、同項を同条第6項とし、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出しを「(旅行命令等)」に改め、同条第1項中「出張は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は出張依頼を行う者(以下「出張命令権者」という。)」を「旅行は、旅行命令権者」に、「出張命令又

は出張依頼（以下「出張命令等」を「旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」に改め、同条第2項中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「できない場合」を「できない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に改め、同条第3項中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「出張命令等について変更（取消しを含む。以下同じ。）」を「旅行命令等の変更」に、「認める場合」を「認める場合で、前項の規定に該当する場合」に、「当該出張者」を「当該旅行者」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第6項を削る。

第5条の見出しを「(旅行命令等に従わない旅行)」に改め、同条第1項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「出張すること」を「旅行すること」に、「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第2項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「出張した」を「旅行した」に改め、「速やかに」の次に「旅行命令権者に」を加え、同条第3項中「出張者が」を「旅行

者が」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「申請した」を「申請をした」に、「出張した」を「旅行した」に、「当該出張者」を「当該旅行者」に、「出張に」を「旅行に」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、移転料及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第9項までを削る。

第7条中「旅費は」の次に「、前条に定める旅費の種目及び第9条から第18条までに定める旅費の内容に基づき」を加え、「場合の旅費により」を「場合によって」に改め、同条ただし書中「方法によって」を「方法により」に改める。

第8条第1項前段中「受けようとする者」を「受けようとする旅行者」に、「受けた者」を「受けた旅行者」に、「精算をしようとする者」を「精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に改め、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「しなければ」を「これを当該旅費又は当該金額の支払をする者に提出しなければ」に改め、同項後段中「添付書類」を「書類」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「受けた者」を「受けた旅行者」に、「概算により受けた旅費に見合う経路によらず旅行を終えた結果旅費に過不足があった場合には、所定の期間内に当該過不足金を」を「当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前

項の規定による旅費の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

第8条の2を削る。

第9条及び第10条を次のように改める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつ

て、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

第10条の2及び第10条の3を削る。

第11条及び第12条を次のように改める。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、公務のため自家用車（旅行命令権者が公用車としての使用を認めたものに限る。）を使用して旅行をした場合のその他の交通費の額は、1キロメートルにつき37円とする。

3 前項の規定による場合には、全路程を通算して計算し、その路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第12条の2及び第12条の3を削る。

第16条を第29条とし、第15条を第26条とし、同条の次に次の2条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第27条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の返納）

第28条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

第14条第1項後段を削り、同条第2項中「宿泊料」を「宿泊費及び包括宿泊費」に改め、同条第3項中「公用車等を利用して旅行した場合、市費以外の経費」を「市以外の者」に、「受けて旅行した」を「受ける」に、「当該旅行における」を「旅行における」に、「、又は当該旅行」を「又は旅行」に、「こととなるとき」を「こととなる場合」に改め、同条第5項中「、又は」を「又は」に改め、同条を第25条とする。

第13条の4第1項中「第3条第3項第2号」を「第3条第2項第2号」に、「職員の死亡地から旧在勤庁までの往復に要する前職務相当の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行する

ものとして計算した旅費

第13条の4第2項を次のように改める。

- 2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

第13条の4を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

（職員以外の者の旅費）

第24条 第3条第4項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に定めがある場合を除くほか、職員の出張の例により計算した旅費とする。ただし、旅行命令権者は、その者に依頼した用務の内容その他当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質を考慮して特に必要と認めるときは、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

第13条の3中「第3条第3項第1号」を「第3条第2項第1号」に、「退職等となった日にいた地から旧在勤庁までの前職務相当の」を「退職等となった日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤庁に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤庁に旅行するものとして計算した旅費

第13条の3に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するとき

は、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第13条の3を第22条とする。

第13条の2中「第9条から第12条の3まで」を「第9条から第18条まで」に、「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に、「額は、別表第2に定めるもののほか」を「内容及び額は」に改め、同条を第21条とする。

第13条中「及び度会郡玉城町」を削り、「出張する」を「旅行する」に、「第6条第1項」を「第6条」に、「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第20条とする。

第12条の次に次の7条を加える。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる

額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で
定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合であって、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の
の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを
含む。）に食費に相当するものが含まれるときの宿泊手当の額は、前
2項の規定にかかわらず、第1項で定める定額の3分の1の額とす
る。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所
をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手
当は、支給しない。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号
又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）と
し、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定さ
れる額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、
その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び
宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その
額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限

る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第19条 同一都道府県内における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、支給しない。

別表第1を次のように改める。

別表(第13条関係)

区分	宿泊費基準額(1夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円

群馬県	10,000 円
埼玉県	19,000 円
千葉県	17,000 円
東京都	19,000 円
神奈川県	16,000 円
新潟県	16,000 円
富山県	11,000 円
石川県	9,000 円
福井県	10,000 円
山梨県	12,000 円
長野県	11,000 円
岐阜県	13,000 円
静岡県	9,000 円
愛知県	11,000 円
三重県	9,000 円
滋賀県	11,000 円
京都府	19,000 円
大阪府	13,000 円
兵庫県	12,000 円
奈良県	11,000 円
和歌山県	11,000 円
鳥取県	8,000 円
島根県	9,000 円
岡山県	10,000 円
広島県	13,000 円

山口県	8,000 円
徳島県	10,000 円
香川県	15,000 円
愛媛県	10,000 円
高知県	11,000 円
福岡県	18,000 円
佐賀県	11,000 円
長崎県	11,000 円
熊本県	14,000 円
大分県	11,000 円
宮崎県	12,000 円
鹿児島県	12,000 円
沖縄県	11,000 円

別表第 2 を削る。

(伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年伊勢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「その額」を「その内容、額」に改める。

第 8 条第 2 項中「種類」を「種目、内容」に改める。

(伊勢市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

(5) その他の交通費

(6) 宿泊費

第3条第1項に次の1号を加える。

(7) 包括宿泊費

第3条第3項中「第6号まで」を「第7号まで」に改める。

第4条の見出し中「額」を「内容、額」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「額」を「内容及び額」に改め、同項第2号中「により算定した額」を「による。」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に、「額は、別表第2に定めるもののほか」を「その内容及び額は」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第2条関係）

宿泊費	区分	宿泊費基準額（1夜につき）
	北海道	18,000円
	青森県	15,000円
	岩手県	13,000円
	宮城県	14,000円
	秋田県	15,000円
	山形県	14,000円

福島県	11,000 円
茨城県	15,000 円
栃木県	14,000 円
群馬県	14,000 円
埼玉県	27,000 円
千葉県	24,000 円
東京都	27,000 円
神奈川県	22,000 円
新潟県	22,000 円
富山県	15,000 円
石川県	13,000 円
福井県	14,000 円
山梨県	17,000 円
長野県	15,000 円
岐阜県	18,000 円
静岡県	13,000 円
愛知県	15,000 円
三重県	13,000 円
滋賀県	15,000 円
京都府	27,000 円
大阪府	18,000 円
兵庫県	17,000 円
奈良県	15,000 円
和歌山県	15,000 円
鳥取県	11,000 円

	島根県	13,000 円
	岡山県	14,000 円
	広島県	18,000 円
	山口県	11,000 円
	徳島県	14,000 円
	香川県	21,000 円
	愛媛県	14,000 円
	高知県	15,000 円
	福岡県	25,000 円
	佐賀県	15,000 円
	長崎県	15,000 円
	熊本県	20,000 円
	大分県	15,000 円
	宮崎県	17,000 円
	鹿児島県	17,000 円
	沖縄県	15,000 円
船賃	1 運賃の等級を 4 階級又は 3 階級に区分する船舶により移動する場合は、2 等級の運賃	
	2 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶により移動する場合は、1 等級の運賃	
	3 運賃の等級を設けない船舶により移動する場合は、その実費	

別表第 2 を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行に係る第1条の規定による改正後の伊勢市職員等の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定による旅行命令又は旅行依頼及び旅費の支給並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新旅費条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

第3条 新旅費条例、第2条の規定による改正後の伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例、第3条の規定による改正後の伊勢市証人等の実費弁償に関する条例及び第4条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

2 新旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合は、なお従前の例による。

3 新旅費条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、第1条の規定による改正前の伊勢市職員等の旅費に関する条例第3条第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。

(委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年伊勢市条例第35号)の一部を次のように改める。

第5条第2項中「種類」を「種目、内容」に改める。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改める。

第4条第3項中「種類」を「種目、内容」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第7条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(平成17年伊勢市条例第41号)の一部を次のように改める。

第4条第2項中「種類」を「種目、内容」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第8条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年伊勢市条例第17号)の一部を次のように改める。

第19条第2項中「種類」を「種目、内容」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第123号)の一部を次のように改める。

第5条第2項中「種類」を「種目、内容」に改める。

(伊勢市消防団条例の一部改正)

第10条 伊勢市消防団条例（平成17年伊勢市条例第208号）の一部を次のように改める。

第12条第2項中「種類」を「種目、内容」に改め、「（第6条第6項ただし書の規定を除く。）」を削る。

（説 明）

これは、国家公務員等の旅費に関する法律において、旅費の定額支給から実費支給への変更、種目の見直し等の改正が行われたことに準じ、本市職員等の旅費に関し、関係する条例において同様の改正を行うおうとするものである。

(参考)

伊勢市職員等の旅費に関する条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 略 (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) 赴任 新たに採用された職員(市の要請に基づいて国、他の地方公共団体その他これらに準ずる法人を退職し、引き続いて採用された職員その他の規則で定める職員に限る。)がその採用に伴う移転のため、住所又は居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(3) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(4) 家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市</p>	<p>第1条 略 (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため、住所又は居所から在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(3) 帰宅 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(4) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 公用車等 市が所有する車両並びに市が借り上げた車両及び他の公共団体等が所有し、又は借り上げた車両をいう。</p>

が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員(赴任に係る旅費の支給を受けた職員に限る。)が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときには、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合そ

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員(市の要請に基づいて国、他の地方公共団体その他これらに準ずる法人を退職し、引き続いて採用された職員その他の規則で定める職員に限る。)が赴任した場合において、市長が特に必要と認めるときは、当該職員に対し、旅費を支給する。

3 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(2) 職員が出張中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員(前項の規定による旅費の支給を受けた職員に限る。)が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

4 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときには、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

5 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため出張した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

6 第1項から第3項まで及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、その出発前に次条第3項

の他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による当該旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行

の規定により出張命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項から第3項まで及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(出張命令等)

第4条 出張は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は出張依頼を行う者(以下「出張命令権者」という。)の発する出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)によって行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合に限り出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等について変更(取消しを含む。以下同じ。)をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による当該出張者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更する場合は、出張命令簿又は出

依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合には、この限りでない。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

出張依頼簿(以下「出張命令簿等」という。)に当該出張に関し必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示して行うものとする。ただし、出張命令簿等に当該出張に関し必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示する時間的余裕がない場合には、口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更することができる。

- 5 出張命令権者は、前項ただし書の規定により口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更した場合は、できるだけ速やかに出張命令簿等に当該出張に関し必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示するものとする。

- 6 出張命令簿の記載事項及び様式は、規則で定める。

(出張命令等に従わない出張)

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等(前条第3項の規定により変更された出張命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 出張者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、出張命令等に従わないで出張した後、できるだけ速やかに出張命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 出張者が、前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで出張したときは、当該出張者は、出張命令等に従った限度の出張に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料及び扶養親族移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅

(旅費の計算)

第7条 旅費は、前条に定める旅費の種目及び第9条から第18条までに定める旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な書類を添えてこれを当該旅費又は当該金額の支払をする者に提

客運賃等により支給する。

- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。ただし、県内における旅行については、日当を支給しない。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。ただし、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸をして宿泊した場合に限り、支給する。
- 8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えてしなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する

2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、概算により受けた旅費に見合う経路によらず旅行を終えた結果旅費に過不足があった場合には、所定の期間内に当該過不足金を精算しなければならない。

(職員以外の者の旅費)

第8条の2 第3条第5項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に定めがある場合を除くほか、職員の出張の例により計算した旅費とする。ただし、出張命令権者は、その者に依頼した用務の内容その他当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質を考慮して特に必要と認めるときは、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、旅客運賃及び特別急行料金又は急行料金並びに座席指定料金による。

2 特別急行料金又は急行料金を徴する列車を運行する路線による旅行の場合で、次の

ときは、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

各号のいずれかに該当するときは、旅客運賃のほか、当該各号に定める料金を支給する。

(1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のとき
その乗車に要する特別急行料金

(2) 急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上のとき
その乗車に要する急行料金

3 必要があつて座席指定料金を徴する列車に乗車する場合には、旅客運賃及び前項に規定する料金のほか、その乗車に要する座席指定料金を支給する。

(船賃)

第10条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一

第10条の2 航空賃の額は、普通旅客運賃による。

(車賃)

第10条の3 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第11条 日当の額は、1日につき2,200円とする。ただし、東京都の特別区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内への旅行の場合には、1日につき3,200円とする。

(宿泊料)

第12条 宿泊料の額は、1夜につき1万2,000円とする。ただし、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち規則で定める地域その他これらに準ずる地域で規則で定めるものの地域内における宿泊にあっては、1夜につき1万3,100円とする。

般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、公務のため自家用車(旅行命令権者が公用車としての使用を認めたものに限る。)を使用して旅行をした場合のその他の交通費の額は、1キロメートルにつき37円とする。

3 前項の規定による場合には、全路程を通算して計算し、その路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(移転料)

第12条の2 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第1の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合又は扶養親族を有しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しなかった場合において、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に当該扶養親族を移転するときには、前号に規定する額に相当する額

2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第12条の3 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとにその移転の際における年齢に従い、旧居住地から新居住地までの旅行について、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当及び宿泊料の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当及び宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴する場合は、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 前条第1項第3号の規定に該当する場合(同条第2項の規定により同号に規定する期間が延長された場合を含む。)には、前号の規定の例により計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

2 前項各号の規定により旅費の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費に

ついて次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合であつて、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれるときの宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項で定める額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当

及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第19条 同一都道府県内における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、支給しない。

(市内出張旅費)

第20条 市内へ旅行する場合の旅費は、第6条の規定にかかわらず、鉄道賃又はその他の交通費の実額とし、その支給の範囲は、規則で定める。

(外国旅行の旅費)

第21条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行(以下「外国旅行」という。)について支給する旅費は、第6条及び第9条から第18条までの規定にかかわらず、その種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その内容及び額は、国家公務員の外国旅行の旅費の支給の例に準じて市長が定める。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、職員が退職等となった日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤庁に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職

(市内出張旅費)

第13条 市内及び度会郡玉城町へ出張する場合の旅費は、第6条第1項の規定にかかわらず、鉄道賃又は車賃の実額とし、その支給の範囲は、規則で定める。

(外国旅行の旅費)

第13条の2 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行(以下「外国旅行」という。)について支給する旅費は、第6条及び第9条から第12条の3までの規定にかかわらず、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、別表第2に定めるもののほか、国家公務員の外国旅行の旅費の支給の例に準じて市長が定める。

(退職者等の旅費)

第13条の3 第3条第3項第1号の規定により支給する旅費は、職員が退職等となった日にいた地から旧在勤庁までの前職務相当の旅費とする。

等の日にいた地から新在勤庁に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地(外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地)と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)とする。

3 略

(職員以外の者の旅費)

第24条 第3条第4項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に定めがある場合を除くほか、職員の出張の例により計算した旅費とする。ただし、旅行命令権者は、その者に依頼した用務の内容その他当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質を考慮して特に必要と認めるときは、市長に協議して定める旅

(遺族の旅費)

第13条の4 第3条第3項第2号の規定により支給する旅費は、職員の死亡地から旧在勤庁までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 第3条第3項第3号の規定により支給する旅費は、居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)までの旅行について第12条の3(第1項第2号を除く。)の規定の例により計算した旅費とする。この場合において、同条第1項及び第3項中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「死亡した日」と読み替えるものとする。

3 略

費を支給することができる。

(旅費の調整)

第25条 近畿日本鉄道線(以下「近鉄線」という。)を利用できる各地へ旅行する場合又は当該各地を経由して目的地に旅行する場合は、原則として当該各地までは近鉄線の経路により旅費を支給する。

2 市長、副市長等(以下「特別職等」という。)に同行する旅行で宿泊を要する場合の宿泊費及び包括宿泊費は、特別職等と同額を支給する。

3 旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

4 略

5 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の支給額の上限)

(旅費の調整)

第14条 近畿日本鉄道線(以下「近鉄線」という。)を利用できる各地へ旅行する場合又は当該各地を経由して目的地に旅行する場合は、原則として当該各地までは近鉄線の経路により旅費を支給する。この場合において、その乗車区間が片道30キロメートルを超えるときは、その乗車に要する近鉄線特別急行料金を加算して支給することができる。

2 市長、副市長等(以下「特別職等」という。)に同行する旅行で宿泊を要する場合の宿泊料は、特別職等と同額を支給する。

3 旅行者が公用車等を利用して旅行した場合、市費以外の経費から旅費の支給を受けて旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときにおいては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

4 略

5 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第15条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

第27条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第28条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第13条関係)

区分	宿泊費基準額(1夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第12条の2関係)

区分	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
	50キ	50キ	100	300	500	1,000	1,500	2,000
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
	未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
		100キ	300キ	500キ	1,000キ	1,500キ	2,000キ	
		メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	
		メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	
		ト	ト	ト	ト	ト	ト	
		ル	ル	ル	ル	ル	ル	
		未満	未満	未満	未満	未満	未満	
金	107,	123,	152,	187,	248,	261,	279,	324,

富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

額	000	000	000	000	000	000	000	000
	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2(第13条の2関係)

区分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
車賃	実費額			
日当(1日につき)	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円
宿泊料(1夜につき)	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円
食卓料(1夜につき)	6,700円			

旅行雑費	旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額
<p>備考</p> <p>1 この表において、指定都市とは、規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</p> <p>2 船舶又は航空機による旅行（外国を出发した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。</p>	

伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第6条 略</p> <p>第7条 外国語指導助手が公務のための旅行をするときは、その旅行に係る旅費を費用弁償として支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その内容、額及び支給方法については、伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の規定を準用する。</u></p> <p>第8条 外国語指導助手が赴任する場合又は退職に伴い帰国する場合で、任命権者が特に必要と認めるときは、当該赴任又は帰国に係る旅費を費用弁償として支給することができる。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種目、<u>内容、額及び支給方法については、任命権者が別に定める。</u></p> <p>第9条 略</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>第7条 外国語指導助手が公務のための旅行をするときは、その旅行に係る旅費を費用弁償として支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額及び支給方法については、伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の規定を準用する。</u></p> <p>第8条 外国語指導助手が赴任する場合又は退職に伴い帰国する場合で、任命権者が特に必要と認めるときは、当該赴任又は帰国に係る旅費を費用弁償として支給することができる。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種類、<u>額及び支給方法については、任命権者が別に定める。</u></p> <p>第9条 略</p>

伊勢市証人等の実費弁償に関する条例（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略 (実費弁償)</p> <p>第3条 証人等に対しては、次に掲げる実費を弁償する。 (1)～(4) 略 (5) <u>その他の交通費</u> (6) <u>宿泊費</u> (7) <u>包括宿泊費</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、本市の区域内に住所を有する証人等が出頭し、又は公聴会等に参加した場合には、同項第2号から第7号までに掲げる実費(以下「日当以外の実費」という。)を弁償しない。 (実費弁償の内容、額及び支給方法)</p> <p>第4条 <u>実費弁償の内容及び額は、次のとおりとする。</u> (1) 日当 1日につき2,200円 (2) 日当以外の実費 伊勢市職員等の旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第45号。以下「旅費条例」という。)の例による。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (実費弁償)</p> <p>第3条 証人等に対しては、次に掲げる実費を弁償する。 (1)～(4) 略 (5) <u>車賃</u> (6) <u>宿泊料</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、本市の区域内に住所を有する証人等が出頭し、又は公聴会等に参加した場合には、同項第2号から第6号までに掲げる実費(以下「日当以外の実費」という。)を弁償しない。 (実費弁償の額及び支給方法)</p> <p>第4条 <u>実費弁償の額は、次のとおりとする。</u> (1) 日当 1日につき2,200円 (2) 日当以外の実費 伊勢市職員等の旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第45号。以下「旅費条例」という。)の例により算定した額</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p>

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 略 (旅費)</p> <p>第2条 市長等が公務のため旅行する場合に支給する旅費については、別表に定めるもののほか、一般職の職員の例による。</p> <p>2 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行(以下「外国旅行」という。)について支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、その種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その内容及び額は、国家公務員の外国旅行</u></p>	<p>第1条 略 (旅費)</p> <p>第2条 市長等が公務のため旅行する場合に支給する旅費については、別表第1に定めるもののほか、一般職の職員の例による。<u>ただし、県内各地への旅行については、日当を支給しない。</u></p> <p>2 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行(以下「外国旅行」という。)について支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、別表第2に定めるもの</u>のほか、国家公務員の外国旅行の旅費の</p>

の旅費の支給の例に準じて市長が定める。

第3条～第6条 略

別表(第2条関係)

宿泊費	区分	宿泊費基準額(1夜につき)
	北海道	18,000円
	青森県	15,000円
	岩手県	13,000円
	宮城県	14,000円
	秋田県	15,000円
	山形県	14,000円
	福島県	11,000円
	茨城県	15,000円
	栃木県	14,000円
	群馬県	14,000円
	埼玉県	27,000円
	千葉県	24,000円
	東京都	27,000円
	神奈川県	22,000円
	新潟県	22,000円
	富山県	15,000円
	石川県	13,000円
	福井県	14,000円
	山梨県	17,000円
	長野県	15,000円
	岐阜県	18,000円
	静岡県	13,000円
	愛知県	15,000円
	三重県	13,000円
	滋賀県	15,000円
	京都府	27,000円
	大阪府	18,000円
	兵庫県	17,000円
	奈良県	15,000円
	和歌山県	15,000円
	鳥取県	11,000円
	島根県	13,000円
	岡山県	14,000円
	広島県	18,000円
	山口県	11,000円
	徳島県	14,000円
	香川県	21,000円
	愛媛県	14,000円
	高知県	15,000円

支給の例に準じて市長が定める。

第3条～第6条 略

別表第1(第2条関係)

日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	船賃
2,600円	13,000円。ただし、伊勢市職員等の旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第45号。以下「旅費条例」という。)第12条ただし書に規定する地域における宿泊にあつては、14,800円とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 運賃の等級を4階級又は3階級に区分する船舶による場合は2等級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による場合は1等級の運賃 3 運賃の等級を設けない船舶による場合はその実費

備考 東京都の特別区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内への旅行については、1日につき日当1,000円を加算する。

	福岡県	25,000円
	佐賀県	15,000円
	長崎県	15,000円
	熊本県	20,000円
	大分県	15,000円
	宮崎県	17,000円
	鹿児島県	17,000円
	沖縄県	15,000円
船賃	1 運賃の等級を4階級又は3階級に区分する船舶により移動する場合は、2等級の運賃	
	2 運賃の等級を2階級に区分する船舶により移動する場合は、1等級の運賃	
	3 運賃の等級を設けない船舶により移動する場合は、その実費	

別表第2(第2条関係)

区分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
車賃	実費額			
日当(1日につき)	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
宿泊料(1夜につき)	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
食卓料(1夜につき)	7,700円			
旅行雑費	旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額			

備考

- この表において「指定都市」、「甲地方」、「乙地方」及び「丙地方」とは、旅費条例別表第2備考1に規定する指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方をいう。
- 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（附則第5条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略 (費用弁償)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員が公務のため市外に旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種目、内容及び額は、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第39号)に定めるところによる。</p> <p>第6条・第7条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (費用弁償)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員が公務のため市外に旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額は、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第39号)に定めるところによる。</p> <p>第6条・第7条 略</p>

伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(附則第6条関係)

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略 (費用弁償)</p> <p>第4条 非常勤の職員が職務を行うため旅行するとき(会議の招集に応ずるため旅行する場合を除く。)は、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により支給する旅費の種目、内容及び額については、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第39号)の規定を準用する。</p> <p>4 略</p> <p>第5条～第7条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (費用弁償)</p> <p>第4条 非常勤の職員が職務を行うため旅行するとき(会議の招集に応ずるため旅行する場合を除く。)は、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により支給する旅費の種類及び額については、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第39号)の規定を準用する。</p> <p>4 略</p> <p>第5条～第7条 略</p>

伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（附則第7条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略 (旅費)</p> <p>第4条 教育長が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種目、内容及び額は、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第39号)の適用を受ける市長の例による。</p> <p>第5条～第8条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (旅費)</p> <p>第4条 教育長が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額は、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第39号)の適用を受ける市長の例による。</p> <p>第5条～第8条 略</p>

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（附則第8条関係）

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員</p> <p>第3条～第10条 略</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員</p> <p>第11条～第18条 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）</p> <p>第19条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行するときは、その旅行に係る旅費を費用弁償として支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種目、内容、額及び支給方法については、伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の例による。</p> <p>第4章 補則</p> <p>第20条～第25条 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員</p> <p>第3条～第10条 略</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員</p> <p>第11条～第18条 略</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）</p> <p>第19条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行するときは、その旅行に係る旅費を費用弁償として支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種類、額及び支給方法については、伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の例による。</p> <p>第4章 補則</p> <p>第20条～第25条 略</p>

伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（附則第9条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略</p> <p>（旅費）</p> <p>第5条 管理者が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種目、内容及び額は、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の例による。</p> <p>第6条・第7条 略</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>（旅費）</p> <p>第5条 管理者が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額は、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の例による。</p> <p>第6条・第7条 略</p>

伊勢市消防団条例（附則第10条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第11条 略</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第12条 団員が公務のため市外に旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種目、内容及び額並びにその支給方法は、伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第12条 団員が公務のため市外に旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額並びにその支給方法は、伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例</p>

条例第45号)に基づく旅費の支給の例による。 第13条～第19条 略	第45号)(<u>第6条第6項ただし書の規定を除く。</u>)に基づく旅費の支給の例による。 第13条～第19条 略
---------------------------------------	---

議案第 62 号

伊勢市市税条例の一部改正について

伊勢市市税条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条中「伊勢市公告式条例」を「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を伊勢市公告式条例に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であ

るものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加

熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定
令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定
令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条

例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の伊勢市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、伊勢市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 伊勢市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数

に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(説明)

これは、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）による地方税法の一部改正に伴い、市民税の特定親族特別控除の創設、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例等を定めるとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第17条 略</p> <p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を伊勢市公告式条例(平成17年伊勢市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>第18条の2 略</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、<u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p> <p>第18条の4～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第34条 略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第17条 略</p> <p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>伊勢市公告式条例(平成17年伊勢市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> <p>第18条の2 略</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、<u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p> <p>第18条の4～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第34条 略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震</p>

保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3～第36条 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき

保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3～第36条 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2

金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

第36条の3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつ

第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

第36条の3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～6 略

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)

て、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) 略

2～5 略

第36条の4～第53条の12 略

第2節 固定資産税

第54条～第79条 略

第3節 軽自動車税

第80条～第91条 略

第4節 市たばこ税

第92条～第130条 略

第5節 特別土地保有税

第131条～第140条の7 略

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条～第151条 略

附 則

第1条～第16条の2 略

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たば

で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) 略

2～5 略

第36条の4～第53条の12 略

第2節 固定資産税

第54条～第79条 略

第3節 軽自動車税

第80条～第91条 略

第4節 市たばこ税

第92条～第130条 略

第5節 特別土地保有税

第131条～第140条の7 略

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条～第151条 略

附 則

第1条～第16条の2 略

こ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)
の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条

<p><u>の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p> <p>第16条の3～第24条 略</p>	<p>第16条の3～第24条 略</p>
---	----------------------

議案第 63 号

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成17年伊勢市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

（説 明）

これは、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令による半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の特例の対象となる事業を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域の振興を促進するため、同法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画区域(以下「計画区域」という。)内において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、固定資産税の特例を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業</p> <p>(4) 旅館業(下宿営業を除く。)</p> <p>第2条～第5条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域の振興を促進するため、同法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画区域(以下「計画区域」という。)内において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、固定資産税の特例を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の省令第4条に規定する事業</u></p> <p>(4) 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業</p> <p>(5) 旅館業(下宿営業を除く。)</p> <p>第2条～第5条 略</p>

議案第 64 号

伊勢市立公民館条例の一部改正について

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例

伊勢市立公民館条例（平成17年伊勢市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第2 伊勢市立高向公民館の項及び伊勢市立上條公民館分館の項を削る。

別表第3の1の表及び2の表中

伊勢市立新高公民館
伊勢市立高向公民館

を

「伊勢市立新高公民館」に、

伊勢市立小林公民館
伊勢市立上條公民館分館

を「伊勢市立小林公民館」に改める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

（説 明）

これは、伊勢市立高向公民館及び伊勢市立上條公民館分館を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後		改正前	
第1条 略 (名称及び位置)		第1条 略 (名称及び位置)	
第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。		第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。	
第3条～第5条 略 (休館日及び開館時間)		第3条～第5条 略 (休館日及び開館時間)	
第6条 公民館の休館日及び開館時間は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めるときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者が休館日若しくは開館時間の変更又は臨時の休館をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。		第6条 公民館の休館日及び開館時間は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めるときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者が休館日若しくは開館時間の変更又は臨時の休館をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。	
第7条～第19条 略		第7条～第19条 略	
別表第1 略		別表第1 略	
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地	伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地
伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1	伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1
伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3	伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3
伊勢市立新高公民館	伊勢市御薮町高向686番地8	伊勢市立新高公民館	伊勢市御薮町高向686番地8
		伊勢市立高向公民館	伊勢市御薮町高向2589番地1
伊勢市立王中島公民館	伊勢市御薮町王中島594番地	伊勢市立王中島公民館	伊勢市御薮町王中島594番地
伊勢市立新開公民館	伊勢市御薮町新開941番地	伊勢市立新開公民館	伊勢市御薮町新開941番地
伊勢市立上長屋公民館	伊勢市御薮町長屋260番地1	伊勢市立上長屋公民館	伊勢市御薮町長屋260番地1
伊勢市立中長屋公民館	伊勢市御薮町長屋1074番地1	伊勢市立中長屋公民館	伊勢市御薮町長屋1074番地1
伊勢市立下長屋公民館	伊勢市御薮町長屋1599番地2	伊勢市立下長屋公民館	伊勢市御薮町長屋1599番地2
伊勢市立上條公民館	伊勢市御薮町上條88番地	伊勢市立上條公民館	伊勢市御薮町上條88番地
伊勢市立小林公民館	伊勢市御薮町小林343番地	伊勢市立小林公民館	伊勢市御薮町小林343番地

民館	地
----	---

別表第3(第6条関係)

1 休館日

名称	休館日
伊勢市立高麗広公民館	12月29日から翌年1月3日まで
伊勢市立二見公民館	月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立下小俣公民館	12月29日から翌年の1月3日まで
伊勢市立高畑公民館	
伊勢市立御菌公民館	
伊勢市立新高公民館	
伊勢市立王中島公民館	
伊勢市立新開公民館	
伊勢市立上長屋公民館	
伊勢市立中長屋公民館	
伊勢市立下長屋公民館	
伊勢市立上條公民館	
伊勢市立小林公民館	

2 開館時間

民館	地
伊勢市立上條公民館分館	伊勢市御菌町上條1153番地1

別表第3(第6条関係)

1 休館日

名称	休館日
伊勢市立高麗広公民館	12月29日から翌年1月3日まで
伊勢市立二見公民館	月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立下小俣公民館	12月29日から翌年の1月3日まで
伊勢市立高畑公民館	
伊勢市立御菌公民館	
伊勢市立新高公民館	
伊勢市立高向公民館	
伊勢市立王中島公民館	
伊勢市立新開公民館	
伊勢市立上長屋公民館	
伊勢市立中長屋公民館	
伊勢市立下長屋公民館	
伊勢市立上條公民館	
伊勢市立小林公民館	
伊勢市立上條公民館分館	

2 開館時間

名称	開館時間	名称	開館時間		
伊勢市立高麗広公民館	午前9時から午後9時まで	伊勢市立高麗広公民館	午前9時から午後9時まで		
伊勢市立二見公民館		午前9時から午後10時まで		伊勢市立二見公民館	午前9時から午後10時まで
伊勢市立小俣公民館				伊勢市立小俣公民館	
伊勢市立下小俣公民館				伊勢市立下小俣公民館	
伊勢市立高畑公民館				伊勢市立高畑公民館	
伊勢市立御菌公民館				伊勢市立御菌公民館	
伊勢市立新高公民館				伊勢市立新高公民館	
				伊勢市立高向公民館	
伊勢市立王中島公民館				伊勢市立王中島公民館	
伊勢市立新開公民館				伊勢市立新開公民館	
伊勢市立上長屋公民館				伊勢市立上長屋公民館	
伊勢市立中長屋公民館				伊勢市立中長屋公民館	
伊勢市立下長屋公民館				伊勢市立下長屋公民館	
伊勢市立上條公民館				伊勢市立上條公民館	
伊勢市立小林公民館	伊勢市立小林公民館				
	伊勢市立上條公民館分館				
別表第4 略		別表第4 略			

議案第 65 号

伊勢市児童発達支援センター条例の一部改正について

伊勢市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

伊勢市児童発達支援センター条例（令和2年伊勢市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同条第6号中「第5条第19項」を「第5条第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（説 明）

これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略 (事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) 略 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第19項に規定する計画相談支援(以下「計画相談支援」という。)に関する事 こと。 (6) 障害者総合支援法第5条第20項に規定する基本相談支援(以下「基本相談支援」という。)に関する事 こと。 (7) 略</p> <p>第4条～第11条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) 略 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第18項に規定する計画相談支援(以下「計画相談支援」という。)に関する事 こと。 (6) 障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援(以下「基本相談支援」という。)に関する事 こと。 (7) 略</p> <p>第4条～第11条 略</p>

議案第 66 号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正に
ついて

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する
条例を次のように提出する。

令和 7 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 16 の項第 3 号キ中「、又は」を「又は」に改め、同項第 4 号中「第 64 条第 1 項第 2 号」を「第 20 条の 3 第 9 項」に、「、又は」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 16 の項第 3 号キの改正規定及び同項第 4 号の改正規定（「、又は」を「又は」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、放送法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条 略 (許可行為)</p> <p>第2条 風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、別表第1に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第10条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>許可を要しない行為</p>	<p>第1条 略 (許可行為)</p> <p>第2条 風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、別表第1に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第10条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>許可を要しない行為</p>
<p>1～15 略</p> <p>16 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、第14項に該当しないもの</p> <p>(4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による認定電気通信事業、有線ラジオ放送(有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和25年法律第132号)第20条の3第9項に規定するラジオ放送をいう。)の業務(共同聴取業務に限る。以下この号において「有線ラジオ放送業務」という。)又は有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)の業務(共同視聴業務に限る。以下この号において「有線テレビジョン放送業務」という。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの新築(有線ラジオ放送業務又は有線テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転</p>	<p>1～15 略</p> <p>16 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 屋外における土石、廃棄物、又は再生資源の堆積で、第14項に該当しないもの</p> <p>(4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による認定電気通信事業、有線ラジオ放送(有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和25年法律第132号)第64条第1項第2号に規定するラジオ放送をいう。)の業務(共同聴取業務に限る。以下この号において「有線ラジオ放送業務」という。)又は有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)の業務(共同視聴業務に限る。以下この号において「有線テレビジョン放送業務」という。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの新築(有線ラジオ放送業務又は有線テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築、又は移転</p>

(5)・(6) 略	(5)・(6) 略
別表第2～別表第4 略	別表第2～別表第4 略

議案第 67 号

ファイルサーバー装置の取得について

次のようにファイルサーバー装置を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 16 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得するファイルサーバー装置
ファイルサーバー装置 一式
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
38,497,800 円
- 4 買入先
伊勢市吹上 1 丁目 7 番 7 号 きりん第 6 ビル 5 階
ミツイワ株式会社 マネージドサービス本部
東海マネージドサービス部 伊勢サービスセンター
センター長 久保田 一平

(説 明)

これは、ファイルサーバー装置を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和7年5月27日
担当課	デジタル政策課
業種種別	事務用機器・OA機器及び関連製品
案件名	ファイルサーバー装置
納品場所	伊勢市役所本庁舎
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和7年11月28日
契約金額(税込み)	38,497,800円(※)
予定価格(税抜き)	52,653,900円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	ミツイワ株式会社 マネージドサービス本部 東海マネージドサービス部 伊勢サービスセンター	46,488,000円	落札	本体価格： 34,998,000円

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

※ 入札金額には、60か月間の保守料も含まれているが、本案件は、機器の売買について契約しようとするものであることから、契約金額については、本体価格のみの金額となっている。60か月間の保守については、別途、随意契約を行う。

議案第 68 号

学習者用端末の取得について

次のように学習者用端末を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 16 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する学習者用端末
タブレット端末（キーボード付きケース、タッチペン等を含む。）
3,320 台
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 買入価格
178,582,800 円
- 4 買入先
三重県四日市市鶉の森 2 丁目 10 番 7 号
株式会社誠文社
代表取締役 西村 信博

(説 明)

これは、学習者用端末を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(参考)

担当課	教育メディア課
納品場所	教育メディア課
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和7年8月31日 (1,200台) 令和7年11月28日 (2,120台)
契約金額(税込み)	178,582,800円
予定価格(税抜き)	162,348,000円
契約方法	随意契約
随意契約理由	性質又は目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) ※買入先は、三重県GIGAスクール構想推進協議会(事務局:三重県教育委員会)が実施した企画提案コンペにより選定された。

議案第 69 号

はしご付消防自動車の取得について

次のようにはしご付消防自動車を購入入れるものとする。

令和 7 年 6 月 16 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得するはしご付消防自動車
はしご付消防自動車 1 台
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
263,469,270 円
- 4 買入先
伊勢市藤里町 130 番地 1
株式会社モリタ東海 伊勢営業所
所長 小林 一雄

(説 明)

これは、はしご付消防自動車を取得するにつき、伊勢市議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和7年5月13日
担当課	消防本部総務課
業種種別	特殊車両
案件名	はしご付消防自動車
納品場所	伊勢市消防本部
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和8年3月19日
契約金額(税込み)	263,469,270円
予定価格(税抜き)	245,359,000円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	株式会社モリタ東海 伊勢営業所	239,517,519円	落札	

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

議案第 70 号

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 7 年度～令和 8 年度
橋梁架替（下部工）工事（A 1 橋台）】の受託事業契約について

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 7 年度～令和 8 年度橋梁
架替（下部工）工事（A 1 橋台）】の受託事業契約を次のようにするもの
とする。

令和 7 年 6 月 16 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 7 年度～令和 8 年度橋
梁架替（下部工）工事（A 1 橋台）】

（概要）

A 1 橋台工事（護岸工を含む。）、現場技術業務及び単価契約図面作
成

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

315,000,000 円

4 契約の相手方

津市広明町 13 番地

三重県

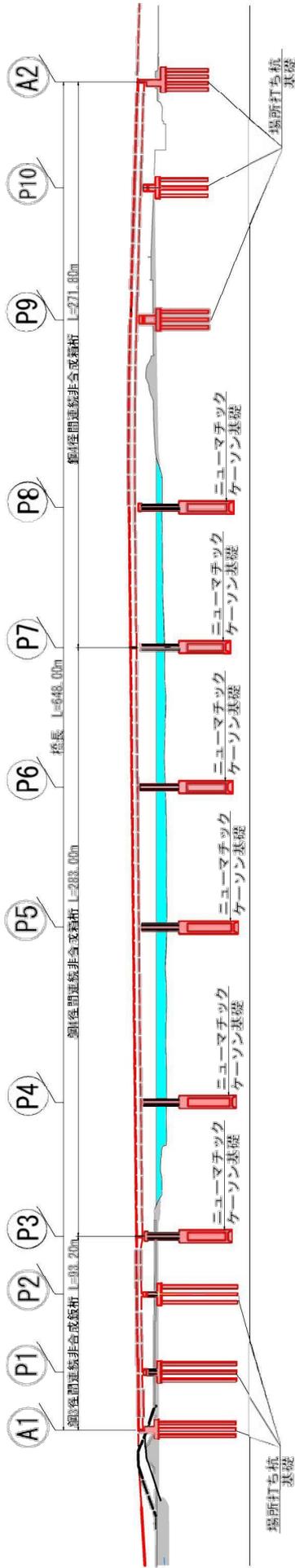
三重県知事 一見 勝之

(説 明)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 7 年度～令和 8 年度橋梁架替（下部工）工事（A 1 橋台）】の受託事業契約について、この度契約の運びとなったので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

参考

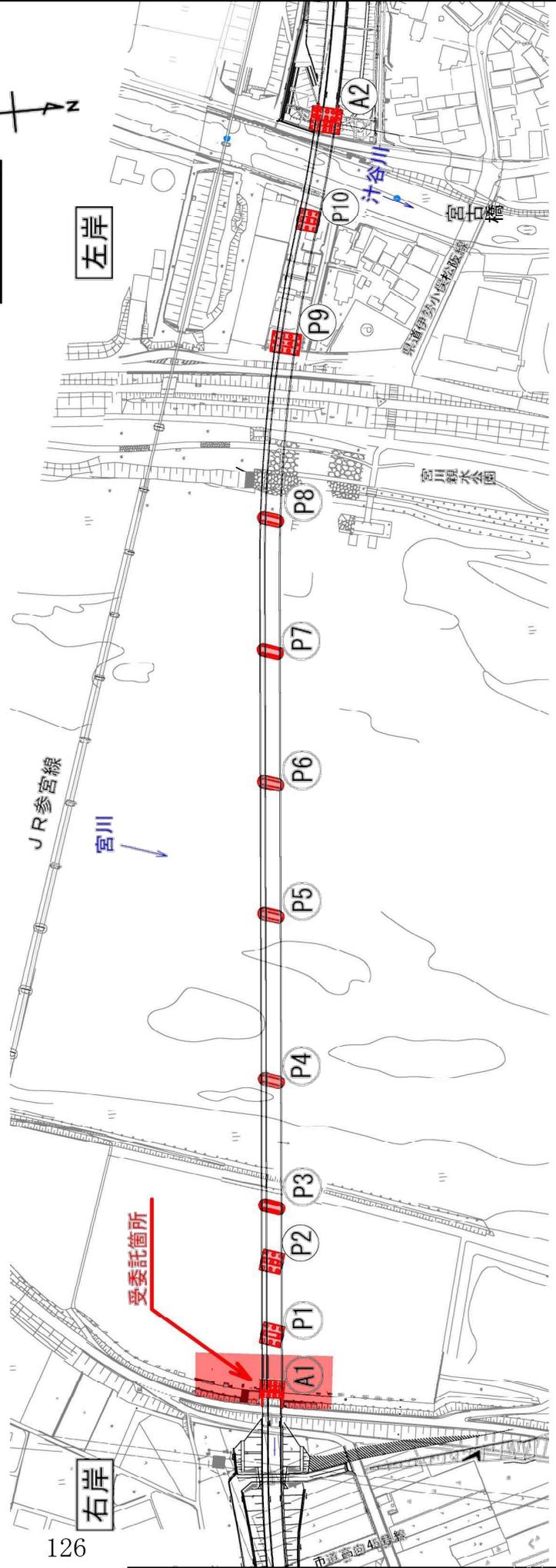
側面図



平面図

御蔭町側

小俣町側



議案第 71 号

小俣図書館空調設備改修工事の請負契約について

小俣図書館空調設備改修工事の請負契約を次のようにするものとする。

令和 7 年 6 月 16 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

小俣図書館空調設備改修工事

(概要)

機械設備工事

空気調和設備工事、自動制御設備工事及び撤去工事

2 契約の方法

要件付一般競争入札

3 契約金額

198,000,000 円

4 契約の相手方

羽田野・サンシン特定建設工事共同企業体

代表者 伊勢市村松町 1356 番地 12

有限会社羽田野設備

代表取締役 羽田野 尚人

構成員 伊勢市田尻町 441 番地 1
株式会社サンシン
代表取締役 山下 智史

(説 明)

これは、小俣図書館空調設備改修工事について、この度契約の運びとなったので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(参考)

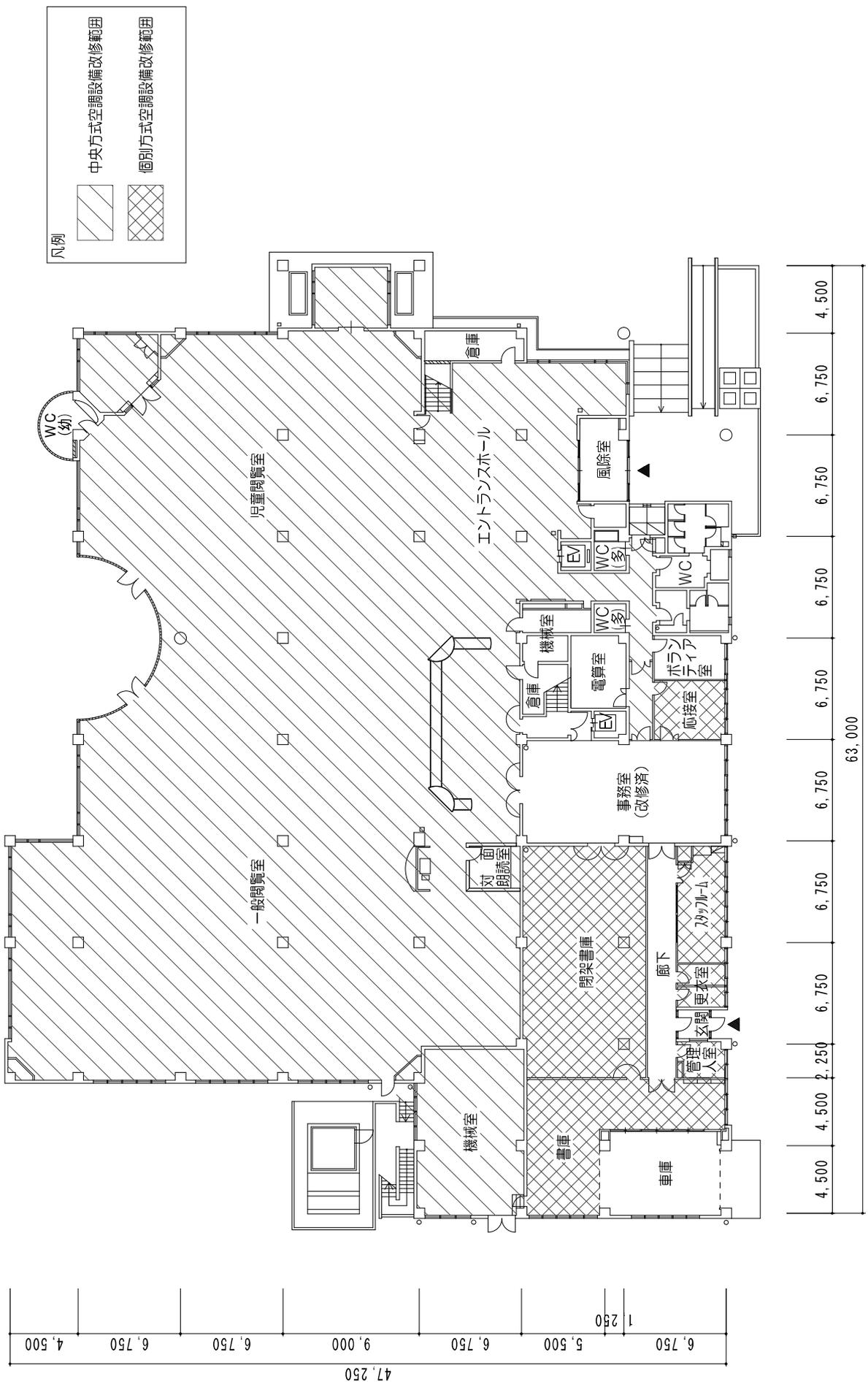
入札結果調書

開札日 令和7年5月27日
工事番号及び工事名 令和7年度教メ工第1号 小俣図書館空調設備改修工事
工事場所 伊勢市小俣町本町地内
工期 市議会議決の日から240日間以内

入札者		住 所	入札額 (円)	順位	摘 要
1	羽田野・サンシン特定建設工事共同企業体	伊勢市村松町1356番地12	180,000,000	1	
2	ノムラ・杉山特定建設工事共同企業体	伊勢市辻久留1丁目11番5号	183,900,000		
3	神都・シモオカ特定建設工事共同企業体	伊勢市八日市場町14番22号	184,800,000		
4	南勢・ユニティー特定建設工事共同企業体	伊勢市船江2丁目14番9号	185,000,000		
上記金額は、税抜き金額で表示しています。					
請負金額(税込)		198,000,000 円			
		(最低制限価格(税抜き))	166,590,000円		
		予定価格			
		(入札書比較価格(税抜き))	185,100,000 円		



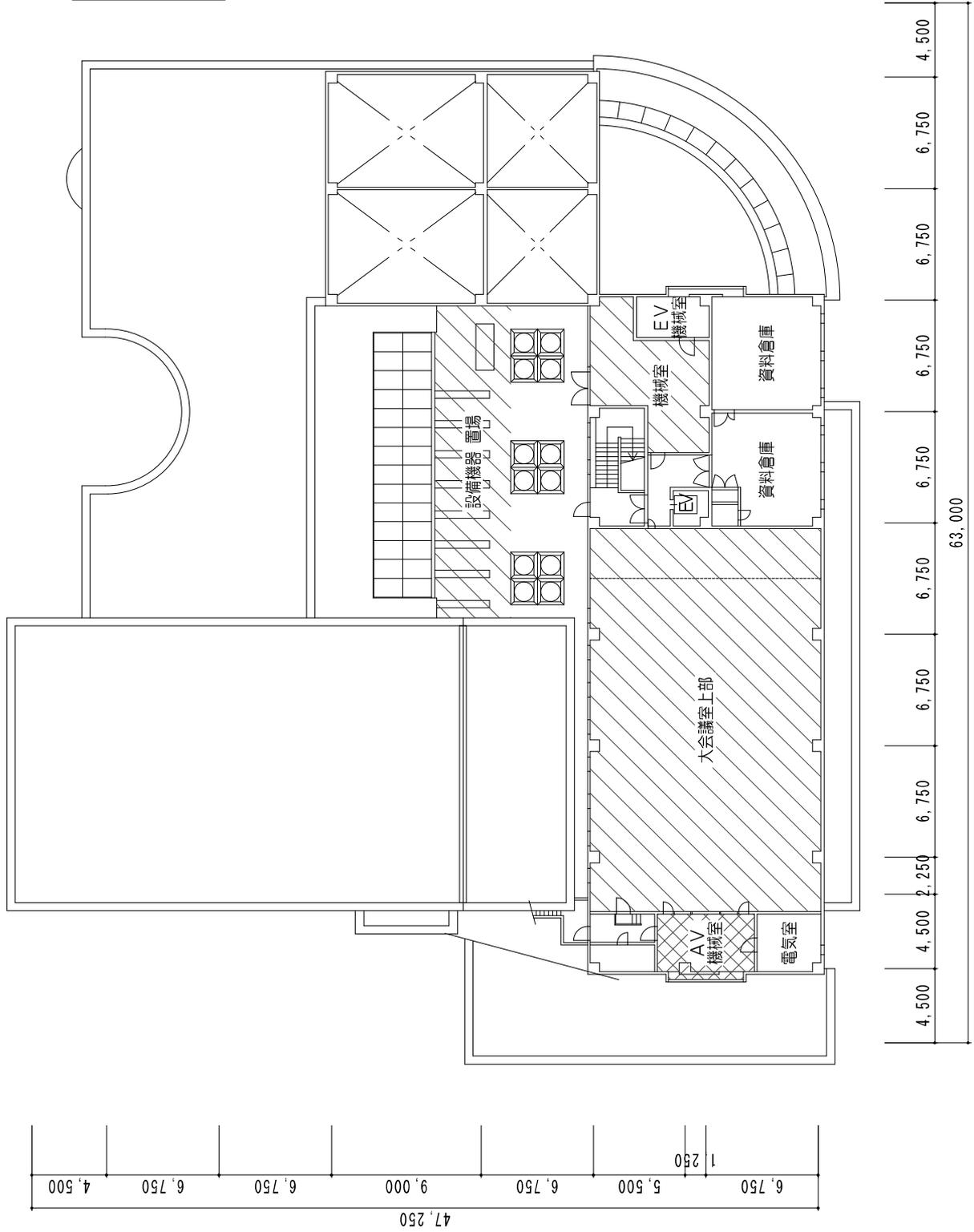
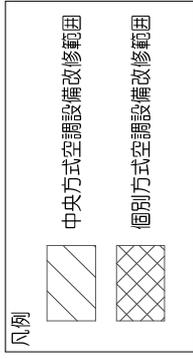
位置図



1階平面図



2階平面図



3階平面図

議案第 72 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 7 年 6 月 16 日提出

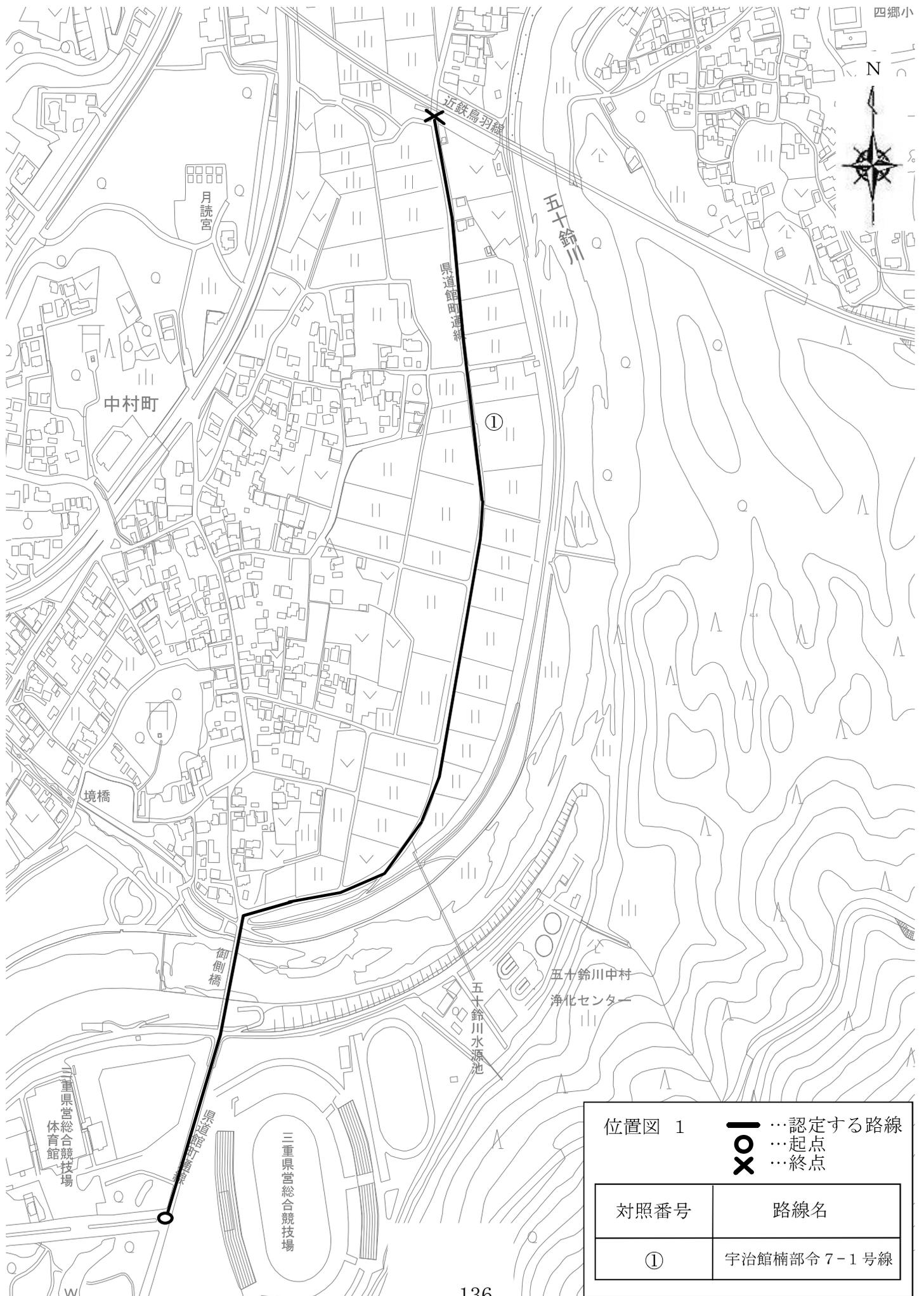
伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	宇治館楠部令 7 - 1 号線	宇治館町字岩井田沖 578 番地先		
			楠部町字乃木乙 36 番 1 地先		
2	1	藤里令 7 - 2 号線	藤里町字衛門次田 492 番 3 地先		
			藤里町字衛門次田 490 番 28 地先		
2	2	藤里令 7 - 3 号線	藤里町字衛門次田 490 番 18 地先		
			藤里町字衛門次田 490 番 22 地先		
3	1	中村令 7 - 4 号線	中村町字桶子 325 番 302 地先		
			中村町字桶子 325 番 540 地先		
4	1	小俣明野令 7 - 5 号線	小俣町明野 307 番 1 地先		
			小俣町明野 307 番 5 地先		

(説 明)

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



神宮司庁営林部
貯木場



地方道伊勢磯部線

朝川

朝川支川

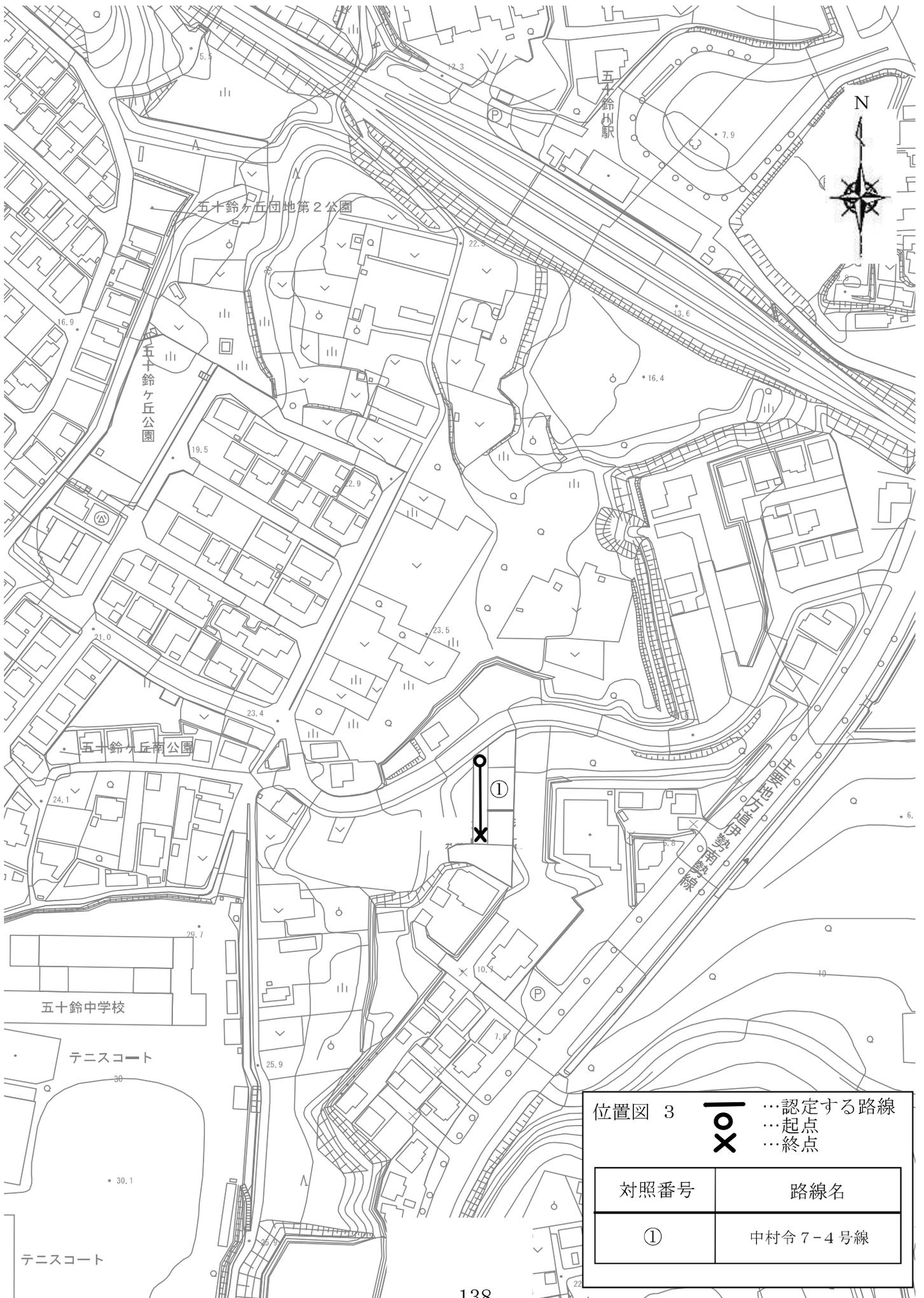
中山寺

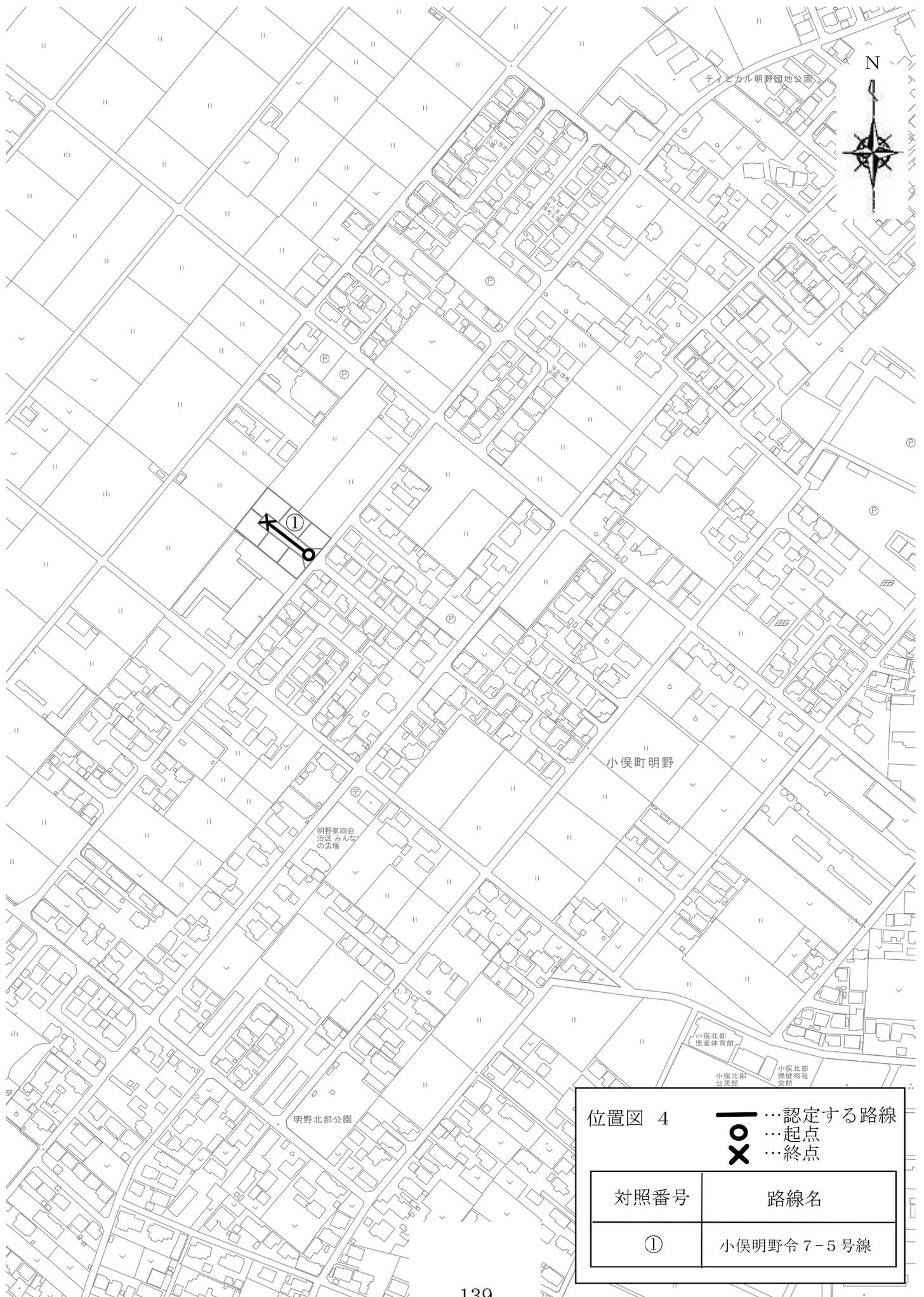


位置図 2

— …認定する路線
○ …起点
× …終点

対照番号	路線名
①	藤里令 7-2 号線
②	藤里令 7-3 号線





位置図 4

…認定する路線
 …起点
 …終点

対照番号	路線名
①	小俣明野令7-5号線

報告第 6 号

繰越明許費繰越しの報告について

令和 6 年 10 月 8 日議案第 91 号をもって議決を経た道路新設改良事業、令和 6 年 12 月 18 日議案第 111 号をもって議決を経た市立保育所施設整備事業、排水機維持管理経費、創業支援事業及び公営住宅整備事業並びに令和 7 年 3 月 24 日議案第 10 号をもって議決を経た定額減税補足給付金、水道事業出資金、県営事業負担金、農業用排水路整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、農村地域防災減災事業、排水機維持管理経費（機能更新）、地籍調査事業、新ごみ処理施設整備関連周辺環境整備事業（道路新設改良費）、橋梁維持事業、道路整備事業、新ごみ処理施設整備関連周辺環境整備事業（道路整備事業費）、河川改良事業、排水施設整備事業、港湾海岸事業、街路整備事業、公園整備事業、公園維持事業及び住宅対策事業に係る繰越明許費繰越し計算書を、別紙のとおり調製したから報告する。

令和 7 年 6 月 16 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

（説 明）

これは、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

令和6年度伊勢市繰越明許費繰越計算書
(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越した主な理由 完了予定年月	
					既収入 特定財源	国県支出金	未収入特定財源 地方債	その他		一般 財源
3 民生費	1 社会福祉費	定額減税補足給付金	100,000,000	50,227,194		50,227,194			年度を越えて給付金の支給を行うことによるもの 令和7年11月	
		市立保育所施設整備事業	30,754,000	18,505,000		16,600,000		1,905,000	補正予算成立後の発注のため、標準工期での年度内完了が見込めないもの	
	3 児童福祉費	保健衛生費	11,700,000	10,000,000		10,000,000			事業主体である水道事業の繰越しに伴うもの 令和7年6月	
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	17,489,000	17,489,000					国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和8年3月	
		農業費	16,800,000	16,800,000		11,040,000	4,900,000		国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和8年3月	
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	3,000,000	3,000,000		2,700,000			事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和8年3月	
		農業用排水路整備事業	8,840,000	6,326,000		6,000,000		326,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの 令和8年3月	
		農村地域防災減災事業	10,500,000	8,725,200		7,700,000		975,040	補正予算成立後の発注のため、標準工期での年度内完了が見込めないもの 令和7年5月	
		排水機維持管理経費	50,088,000	46,039,500		43,700,000			2,339,500	事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和8年3月
		排水機維持管理経費 (機能更新)	7,000,000	3,000,000					3,000,000	年度を越えて実施する創業等に対して補助金を交付することによるもの 令和7年5月
7 商工費	1 商工費	創業支援事業								

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越した主な理由	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	地方債	その他		
9 土木費	1 土木管理費	地籍調査事業	63,202,000	63,202,000	44,688,000			18,514,000	完了予定年月	
		道路新設改良事業	75,000,000	25,354,905	193,102	22,500,000	2,661,803	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込まれないもの 令和8年3月		
2 道路橋梁費	道路新設改良事業	新ごみ処理施設整備関連周辺環境整備事業（道路新設改良費）	25,852,000	6,319,000		1,500,000	3,159,500	1,659,500	用地交渉に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込まれないもの 令和7年8月	
		橋梁維持事業	23,240,000	25,240,000	12,173,000	9,900,000		1,167,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込まれないもの 令和8年2月	
		道路整備事業	1,674,471,000	1,180,139,427	639,059,171	468,000,000	70,000,000	3,080,256	委託先である三重県の事業の繰越し及び補正予算成立後の着手となったことから、年度内完了が見込まれないもの 令和8年2月	
		新ごみ処理施設整備関連周辺環境整備事業（道路整備事業費）	3,235,000	3,235,000	996,925	300,000	1,119,038	819,037	用地交渉に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込まれないもの 令和8年2月	
3 河川費	河川改良事業	河川改良事業	99,415,000	72,367,000		71,200,000		1,167,000	用地交渉に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込まれないもの 令和8年2月	
		排水施設整備事業	139,720,000	114,110,056		114,100,000		10,056	用地交渉及び地元調整に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込まれないもの 令和7年8月	
4 港湾海岸費	港湾海岸事業	港湾海岸事業	15,240,000	9,420,000		8,400,000		1,020,000	事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和8年3月	
		都市計画費	176,934,000	117,175,932	35,823,117	66,400,000		14,952,815	国1次補正による対応及び占用予定者との協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込まれないもの 令和8年3月	
5 公園整備事業	公園整備事業	公園整備事業	9,511,000	2,200,000				2,200,000	改修等の工法検討に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込まれないもの 令和7年8月	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越した主な理由	
					既収入特定財源	国県支出金	未収入特定財源	一般財源		
					円	円	円	円	円	完了予定年月
9 土木費	5 都市計画費	公園維持事業	22,350,000	22,350,000		10,000,000	10,000,000	2,350,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの	令和8年2月
			13,849,000	6,940,000		6,900,000	40,000	建築基準法の許認可申請の調整に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めないもの	令和7年10月	
	6 住宅費	公営住宅整備事業	72,568,000	72,268,000		45,300,000		26,968,000	国1次補正による対応となるため、年度内完了が見込めないもの	令和8年3月
			2,670,758,000	1,898,433,214		849,500,509	888,000,000	75,253,578	85,679,127	
計										

報告第7号

伊勢市水道事業会計予算の繰越しについて

令和7年5月12日水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について

報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和7年6月16日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説明)

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

令和6年度伊勢市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	一般会計出資金	県補助金	損益勘定留保資金		
1	資本的支出	1 建設改良費	922,947,000	412,639,295	378,000,000	円	円	円	円	円	円	(配水管布設替) ・国1次補正による対応となったため。 ・下水道工事等との工程調整に不測の日数を要したため (加圧ポンプ提前震替補修工事) ・震災の影響により資材の調達に不測の日数を要したため。
						105,900,000	54,500,000	10,000,000	71,000,000	136,600,000	132,307,705	
		老朽管更新事業	555,174,000	407,491,359	112,000,000					51,600,000	35,682,641	(配水管布設替) ・下水道工事等との工程調整に不測の日数を要したため。
		計	1,478,121,000	820,130,654	490,000,000	166,300,000	54,500,000	10,000,000	71,000,000	188,200,000	167,990,346	

報告第 8 号

伊勢市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和 7 年 5 月 16 日下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画につい

て報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 16 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説 明)

これは、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、議会に報告
するものである。

令和6年度伊勢市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用品額	翌年度繰越額を要するたな動産の購入限度額	説明												
						企業債	国庫補助金	工事負担金	相益勘定留保資金															
1	資本的支出	1 建設改良費	1,598,100,000	1,135,000,000	463,100,000	208,300,000	231,550,000	23,250,000	5,058,104			(下水道管布設) ・水道事業者及びガス事業者との移設協議に不測の日数を要したため。 ・工事の重複による交通規制を避けるよう工程調整を行ったため。												
													流域関連公共下水道補助事業	589,765,880	362,442,776	222,265,000	206,600,000	15,665,000						
													流域関連公共下水道単独事業	23,140,500	20,852,500	2,288,000	1,100,000	138,000						(マンホールポンプ更新) ・年度末にマンホールポンプが故障し、発注を行ったため。 (下水道管布設) ・道路管理者との移設協議に不測の日数を要したため。
													雨水管渠敷設補助事業	283,236,100	170,423,700	112,812,400	53,900,000	56,406,200	2,506,200				(雨水幹線排水路整備) ・工事の重複による交通規制を避けるよう工程調整を行ったため。 (雨水管理総合計画等策定) ・不明な調査に不測の日数を要したため。	
													雨水管渠敷設単独事業	10,000,000		10,000,000								
													ポンプ場築造補助事業	7,300,000	2,300,000	5,000,000		2,500,000						(雨水管理総合計画等策定) ・不明な調査に不測の日数を要したため。
													ポンプ場更新補助事業	439,794,600	210,207,000	229,587,600	114,700,000	114,793,800	93,800					(ポンプ場機械設備及び電気設備更新工事委託) ・工事委託先での入札の不測により不測の日数を要したため。 (ポンプ場改築) ・重複する他工事との施工範囲の調整に伴い、設計見直し等に不測の日数を要したため。
													流域下水道建設負担金	373,282,000	333,335,000	39,947,000	38,900,000	1,047,000						(事業事業開元負担金) ・事業主体である三重県の流域下水道工事が繰り越したため。
													計	3,324,619,080	2,234,560,976	1,085,000,000	633,500,000	405,250,000	1,050,000	45,200,000	5,058,104			